

鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資するため、介護事業者が介護環境の改善のために整備する介護ロボット導入費を助成することにより、当該事業の実施に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。なお、1事業者当たり申請できる台数は別表の第6欄に掲げる台数を限度とする。
- 3 また、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、別に通知する日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の2割を超える増減を伴う変更以外の変更とする。

- 2 規則第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げ

る日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。)

- 2 規則第25条第2項第4号に財産は、介護ロボットとする。
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年7月7日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 2 平成28年度以前に交付決定を受けている補助金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成30年3月30日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成31年3月11日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和2年5月20日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月22日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施 主体	3 補助対象経 費	4 補助率	5 補助限度額	6 1事業者当 たりの限度 台数	7 機器の対象範囲
介護ロボット 導入事業	県内の 介護事業者	介護ロボットの導入に 必要な備品 購入費、消耗 品費（消費税 及び地方消 費税は除 く。）	1／2 ただし、次の要件1及び2 をともに満たす場合 3 ／4 要件1 少なくとも見守りセン サー、インカム・スマート フォン等のICT機器、介護 記録ソフトを活用し、従前 の介護職員等の人員体制 の効率化を行うことを予 定していること 要件2 利用者のケアの質の維 持・向上や職員の休憩時間 の確保等の負担軽減に資 する取組を行うことを予 定していること	1機器につき 30万円 ※移乗支援、入 浴支援に限 り、1機器に つき100万 円	【施設・居宅 系サービス】 利用定員數 に1／10 を乗じた数 【在宅系サ ービス】 利用定員數 に1／20 を乗じた数 ※1台未満 の端数は切 り上げ。	次の（1）から（3）の全ての要件を満たす介護ロボット を導入する際の経費を対象とする。 (1) 日常生活支援における、①移乗支援、②移動支援、 ③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、 ⑥介護業務支援のいずれかを目的とすること。 (2) ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではで きなかった優位性を発揮する介護ロボットまたは、経済 産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」 において採択された介護ロボット（「重点分野6分野1 3項目の対象機器・システムの開発」に限る。）である こと。 ※センサー等により外界や自己の状況を認識し、これに よって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行 う介護ロボット (3) 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態 にあること。
				1事業所につき 750万円		見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を 整備するための経費として、次のいずれかを対象とする。 (1) Wi-Fi環境を整備するためには必要な経費（配線工事、 モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サー バー、ネットワーク構築など） (2) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど 効果・効率的なコミュニケーションを図るためにインカム (3) 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録 にシステム連動させるために必要な経費 (介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連 動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウ)

			<p>エアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等) ※既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するための整備を行う場合も対象とする。 ※介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。</p>
--	--	--	---

※ 「介護ロボットの導入に必要な備品購入費、消耗品費」は1回の計画につき、1回の補助とし、「見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る備品購入費、消耗品費、工事請負費、役務費等」は1事業所につき、1回の補助とする。

様式第1-1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県介護ロボット導入支援事業計画（報告）書

1 事業名（対象機器名）			
2 設置（保管）場所			
3 導入後3年間の達成すべき目標			
4 事業内容			
5 導入スケジュール	事業期間： 年　月　日　～　年　月　日		
6 機器導入効果			
指標	期待する効果	事後評価・来年度以降の見込み	
		※導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示すこと。 例：介護時間の短縮、直接、間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなど他の介護施設等の参考となるべき内容	
7 別表「4 補助率」の要件1及び2とともに満たす場合 ※本計画の見込みの人員体制と実績が異なった場合は、その理由を報告			
従前の介護職員等の人員体制	介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制		

利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組	
導入計画時に立てた、見込みの人員体制と異なった場合はその理由	
8 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）	

- ※ 1 本書は、導入する機器ごとに作成すること。
- ※ 2 導入後3年間の達成すべき目標は、介護ロボットを活用して取り組む環境改善の目標等を可能な限り数値等を用いて記載すること。
- ※ 3 指標の例：介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者及び利用者の満足度等
- ※ 4 事業計画書においては「事後評価・来年度以降の見込み」、「導入計画時に立てた、見込みの人員体制と異なった場合はその理由」の欄は空欄とし報告時に記載する。

様式第1－2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金所要（精算）額調書

(単位：円)

機器名	機器購入 価格 (A)	基礎額 (A) × 1/2 又は (A) × 3/4 (B)	利用定員数 (C)	補助対象 台数割合 (D)	補助対象限度 台数 (C) × (D) (E)	購入台数 (F)	県補助金所要額 (B) × (F) (G)	備考
合計		(施設・居宅系)						
		(在宅系)						

※1 導入優先順位の高い順に機器毎に記入すること。

※2 A欄は、1台を購入するに当たっての単価（消費税及び地方消費税は除く。）を記入し、当該単価の根拠となる資料（見積書、カタログ等）を添付すること。

※3 B欄は、1機器あたり、上限を30万円（移乗支援、入浴支援は100万円）とし、千円未満切捨てとする。また、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費については、1事業所あたり、上限を750万円とし、千円未満切捨てとする。

※4 Dの合計欄は、施設・居宅系サービスにあっては1／10、在宅系サービスにあっては1／20とする。

※5 Eの合計欄は、1台未満の端数は切り上げすること。

※6 F欄の合計台数が、E欄を超えないこと。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県介護ロボット導入支援事業収支予算（決算）書

収入

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (前年度決算額)	差引増減額	摘要
合計				

支出

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (前年度決算額)	差引増減額	摘要
合計				

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）様

職 氏名

年度鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については別に通知することによる。

（1）算定基準額 金 円

（2）交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について「鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱」（平成28年7月7日付第201600051150号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用・補助事業の遂行等に当たっては規則及び要綱の規定に従わなければならない。